

21中地交第5号
2022年2月16日

日本郵便株式会社 中国支社
支社長 茂木 孝之 殿

郵政産業労働者ユニオン中国地方本部
執行委員長 小野 康邦 ㊟

2022年春季生活闘争の要求

新型コロナウイルスが依然として猛威を振るう3年目の春闘となります。私たち郵政労働者は、常に危険と隣り合わせの中、確実に仕事をこなし、円滑な業務運行に努めていますが、心身共に疲労は限界に達しています。そんな労働者の健康と生活を守るため、賃金、労働時間、休暇等について、以下の要求を提出しますので、3月15日までに誠意ある回答を求めます。

記

- 1、 確実に年次有給休暇が取得出来る、また一日8時間労働で終わる体制を各職場で確立するため、大幅な増員を行うこと。
- 2、 期間雇用社員の募集を行っても集まらない職場については、正社員雇用で確実に補うこと。
- 3、 長時間労働の是正に向けて、一日の所定労働時間を縮減すること。
- 4、 中国支社管内における、22年度の期間雇用社員からの正社員登用人数を明らかにすること。
- 5、 中国支社管内における、地域基幹職、一般職の22年度採用者数を明らかにすること。
- 6、 中国支社管内における、以下の社員数を明らかにすること。
 - (1) 地域基幹職の人数を明らかにすること。
 - (2) 一般職の人数を明らかにすること。
 - (3) 高齢再雇用社員・シニアスタッフの人数を明らかにすること。
 - (4) 期間雇用社員（月給制・時給制）の人数を明らかにすること。
- 7、 中国支社管内における、65歳を過ぎて働いている社員の人数を明らかにすること。また65歳を過ぎても働きたい社員については、雇用を継続すること。
- 8、 正社員の基本給を月額20,000円以上引き上げること。
- 9、 月給制契約社員の基本月額を23,000円以上引き上げること。

- 10、時給制契約社員の基本給を1,500円以上とすること。
- 11、シニアスタッフ・再雇用シニアスタッフ社員の基本給を、月額27,000円以上引き上げること。
- 12、全社員の年間一時金を4,4月とすること。
- 13、全社員に対し、扶養手当、住居手当を支給すること。
- 14、全社員が社宅に入れるようにすること。
- 15、期間雇用社員に対し、退職金制度を設けること。
- 16、期間雇用社員の非番日労働の割り増し手当は、正社員と同様に100分の135として支給すること。
- 17、期間雇用社員のスキル基準モデル（その他）について、ランクがBとCのみとなっているので、新たにAランクを設けること。
- 18、期間雇用社員契約更新3年でアソシエイト社員とし、アソシエイト社員から2年で、希望する社員は全員正社員へ登用すること。
- 19、登用に当たってweb方式の試験を廃止すること。
- 20、一般職、地域基幹職への登用者数を大幅に拡大すると共に、一般職の基本給を抜本的に見直すこと。
- 21、パワハラ・いじめの実態が依然として報告されている。各職場での周知・点検を一層強化し根絶すること。
- 22、コロナ禍においても、確実に業務を遂行している全社員に対し、特別手当を支給すること。
- 23、発熱等の理由で会社指示により休む場合は、特別休暇を適用すること。もし感染した場合でも、全社員特別休暇を適用すること。また自分の意志でPCR検査を受けた場合の費用は、会社負担とすること。
- 24、期間雇用社員等の、コロナ感染社員に対する生活支援金5万円の支給について、その期限を2023年3月31日まで再延長すること。また1回限りの回数制限を撤廃すること。
- 25、3回目の新型コロナワクチンの職域接種について、家族を含めた全社員を対象に早期に実施すること。
- 26、健康診断について、全ての対象社員が勤務時間中に受診出来る体制作りと、検診内容の見直しを図ること。とりわけ特別健康診断については、内容が不十分であり、是正すること。
- 27、自家用車・バイクで通勤している社員に対する通勤手当について、年1回の見直しを4回見直すよう改めること。
- 28、バイクの更改基準について、年数ではなく走行距離を基準とするよう改めること。

以上